

水戸市立笠原中学校「いじめ防止基本方針」

令和8年3月修正

1 いじめに関する基本的な考え方

本校においては、【国のいじめの基本方針】や【いじめ防止対策推進法】を基に、以下の「いじめの防止」、「いじめの認知」、「いじめへの対処」、「いじめの重大事態への対応」、「いじめの解消」の施策を講じ、いじめ防止対策のための組織を置く。

(1) いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者も加害者も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる（中略）

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

【国の基本方針】

(2) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

2 いじめの防止

本校では積極的・予防的な生徒指導の実践でいじめの防止を図る。

(1) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

(2) 生徒指導の目的を達成するために

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が「自己指導能力」を身に付けることが重要である。

(3) 自己指導能力を獲得させるために

自己指導能力とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。自己指導能力を獲得させるために以下の支援を行う。

- ① 自己存在感の感受
- ② 共感的な人間関係の育成
- ③ 自己決定の場の提供
- ④ 安全・安心な風土の醸成（学校教育指導方針参照）

(4) 生徒指導の実践

図1の「いじめ対応の重層的支援構造」を基に、本校では「いじめを見逃さない・いじめを生まない環境づくり」を目指してプロアクティブな生徒指導に取り組み、いじめが発生してしまった際に速やかに問題解決を目指し、対象生徒・関係生徒に寄り添い、丁寧に対応していくリアクティブな生徒指導を実践していく。

① プロアクティブな生徒指導（発達支援的生徒指導・課題未然防止教育）

日々の生活や学級活動、道徳の授業を通して、「生徒一人一人の良さを認め合い、いじめは絶対に許さない」という意識づくりを行う。

② リアクティブな生徒指導（課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導）

月に1度の生活アンケートや個人面談、日々の生活を見取り、いじめの兆候を見逃さず、早期発見・早期対応・継続的な対応を丁寧に行う。

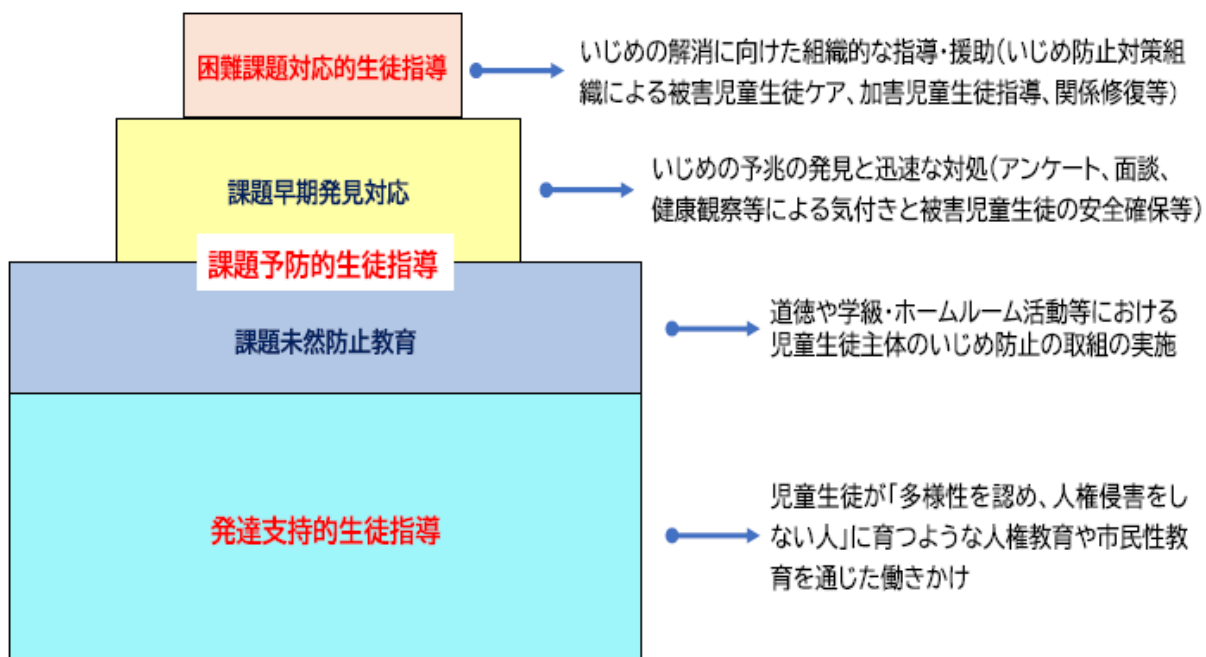


図1 「いじめ対応の重層的支援構造」

3 いじめの認知

生活アンケートや個人面談、教育相談、オンライン相談室、保護者からの相談を通じた認知をはじめ、日々の生活の中でふざけあいのように見えても、被害が発生している場合もあるため、状況をしっかりと見取り、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、「学校いじめ防止対策組織」を通して、いじめに該当するか否かを判断する。

4 いじめへの対処

(1) いじめが起きた場合の対応と基本的な流れ

① 問題行動等の報告

・関係教職員→学年主任・学年生徒指導担当→生徒指導主事→教頭→校長

② 詳細の確認と対応方針の決定「学校いじめ防止対策組織」

③ 事実確認

・対象生徒と関係生徒への面談 ・アンケートの実施（必要に応じて実施）

④ 協議対応

ア 対象及び関係生徒への対応

イ 対象及び関係生徒の保護者への連絡

- ・電話連絡
- ・家庭訪問の実施
- ・把握した事実の報告と対応方針の説明

ウ 全教職員への情報共有

- ・経過報告と指導内容の確認

エ 学級指導、経過観察、教育委員会への報告

(2) ネット上でのいじめへの対応

- ① 「(1) いじめが起きた場合の対応・基本的な流れ」を基に、早急に対応する。
- ② 関係生徒や保護者にデータの削除を求める。
- ③ 関係生徒が特定できない場合には、警察に相談し、対応する。

(3) いじめの重大事態への対応

① いじめの重大事態の定義

以下の2点のどちらかに当てはまるとき、重大事態とする。

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(法第28条第1項第1号)

- いじめにより相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(法第28条第1項第2号)

② 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

ア いじめ防止対策組織(重大事態対応)を設置し、速やかに事態の把握を行う。

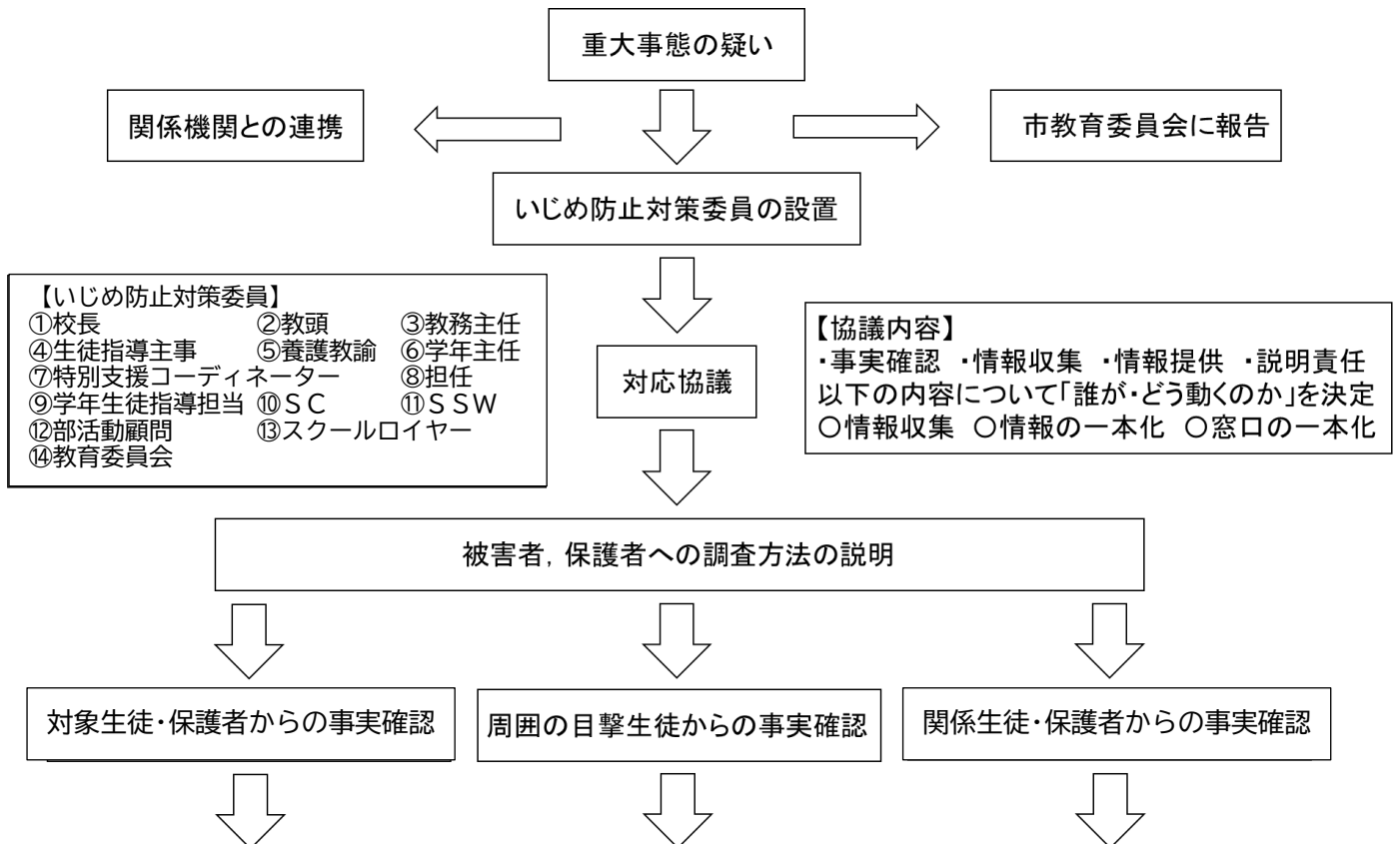
イ 教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。

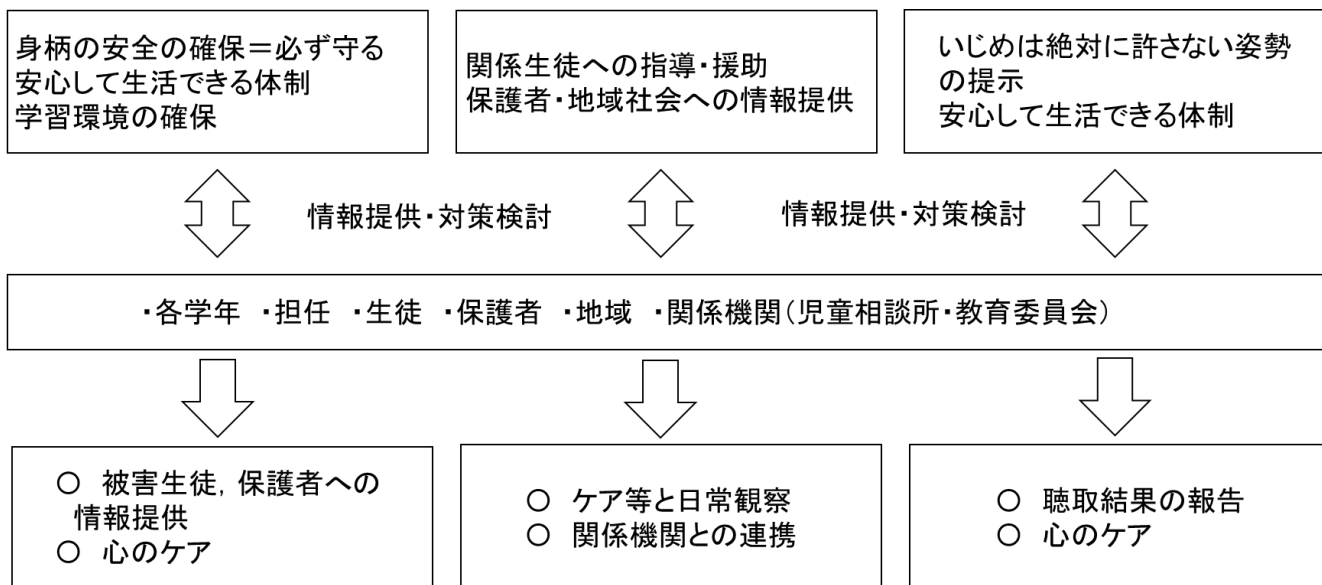
ウ いじめの事実等について調査したことを保護者・対象生徒にありのままに伝え、説明責任を果たす。

エ 対象生徒の心のケアに最大限努める。

オ 関係生徒のケアに努める。

③ 重大事態への対応の流れ





5 いじめ防止対策組織

- ◎ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年の生徒指導担当、特別支援コーディネーター、不登校支援担当、スクールカウンセラー、
 - 教務主任、各学年の主任、スクールソーシャルワーカー、担任、部活動顧問、市教育委員会、スクールロイヤー（市教委対応）
- ※ ◎は通常組織、○は重大事態発生時に入る可能性あり

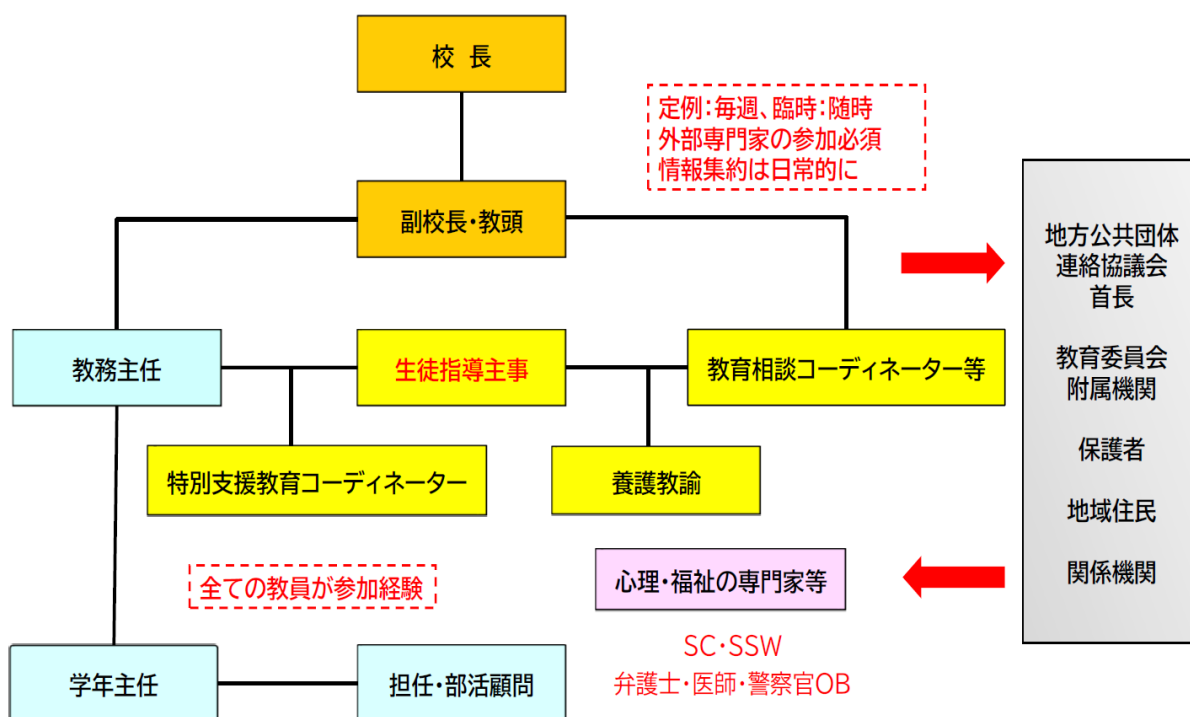


図2 「学校いじめ対策組織」

6 いじめの解消の定義

いじめの解消については、加害者を指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことで解消したと判断するのではなく、次の①、②の両方の条件を満たした場合に解消したと判断する。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかを確認する）

<参考書籍>

- 生徒指導提要（令和4年12月）文部科学省 ○令和7年度 学校教育指導方針
- 水戸市いじめ防止基本方針（令和6年2月1日改訂版）